

社 労 連 第 496 号
令和 3 年 8 月 25 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実
(公 印 省 略)

個人番号収集業務の実施について（お願い）

謹啓 平素は当連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、今般、全国健康保険協会業務部長から別添のとおり周知依頼がございました。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様へ、事業場に対して助言いただきますよう周知をお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ウェブサイトの会員専用ページに掲載しておりますことを申し添えます。

謹 白

(担当：業務部企画・広報課 企画係)

協健発第 210813 - 03 号
令和 3 年 8 月 13 日

全国社会保険労務士会連合会 御中

全国健康保険協会業務部長

個人番号収集業務の実施について（お願い）

日頃より当協会の事業運営にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」という）では、平成 29 年 7 月からマイナンバー制度による、情報連携（添付書類の省略等）の開始に伴い、ご加入者様の個人番号（マイナンバー）を日本年金機構や住民基本台帳ネットワークより収集しており、現在、協会けんぽでは 9 割以上のご加入者様の個人番号を保有しております。

なお、オンライン資格確認が開始されることに伴い、個人番号を保有できていない加入者を対象に、個人番号を収集する必要があるため、令和 3 年 8 月 31 日から令和 3 年 9 月 3 日にかけて、対象者を記載した個人番号確認リスト等を事業主宛に順次送付いたします。

今後、貴会会員宛に受託事業所から個人番号確認リストについて照会があった際には、当該業務の趣旨をご理解頂き、事業所に対してリスト等の提出についてご助言いただくようお願いするとともに、お忙しいところ大変恐縮ですが、貴会会員へその旨ご周知いただきますようお願い申し上げます。

〔オンライン資格確認とは〕

マイナンバーカードの IC チップまたは健康保険証の記号番号等により、医療機関等窓口にて受診者に関する資格情報等の確認ができる仕組みです。

ただし、オンライン資格確認を利用するには、ご加入者様の資格情報等と個人番号を紐づけしたうえでシステム登録する必要があるため、協会けんぽで個人番号を保有していないご加入者様はオンライン資格確認の利用ができません。

個人番号収集業務の実施について

1 目的

予定されているオンライン資格確認の開始に伴い、個人番号を保有できていない加入者を対象に、個人番号を収集することを目的として、個人番号収集業務を実施します。

2 実施方法

協会けんぽにて個人番号を保有できていない対象者を記載した「個人番号確認リスト」(以下、「リスト」という。)を事業主宛に送付します。事業主は対象者のマイナンバーカード等で個人番号を確認し、その結果をリストに記入し、同封の返信用封筒(特定記録郵便)で提出します。

(個人番号確認リスト)

個人番号確認リスト				紙媒体用		文面コード : 99 事業所記号 : 99999999 事業主氏名 : XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		QR					
下記「個人番号をご提出いただきたい対象者氏名」の欄の対象者の個人番号を正確に記入をお願いします。 ※下記の印字内容に誤りがある場合は、日本年金機構様まで別途変更届を提出してください。				①対象者をご確認ください。		②左記対象者の「個人番号」の記入を正確にお願いします。				③記入できない場合の理由			
項目	支部コード	被保険者証の記号	被保険者証の番号	被保険者氏名(ふな)	個人番号をご提出いただきたい対象者氏名	性別	生年月日	左記対象者の個人番号(合計12桁)				個人番号を記入できない理由 ※以下に○をつけてください。	
1	99	9999999999	99999999	ヤマダ タロウ 山田 太郎	00	ヤマダ タロウ 山田 太郎	男	9-999999					1 資格喪失(扶養別除)済みのため 2 日本国内に住民票がないため 3 その他()
2	99	9999999999	11111111	ヤマダ タロウ 山田 次郎	01	ヤマダ タロウ 山田 花子	女	9-999999					1 資格喪失(扶養別除)済みのため 2 日本国内に住民票がないため 3 その他()
3	99	9999999999	22222222	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	02	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXX	男	9-999999					1 資格喪失(扶養別除)済みのため 2 日本国内に住民票がないため 3 その他()
4													1 資格喪失(扶養別除)済みのため 2 日本国内に住民票がないため 3 その他()
5													1 資格喪失(扶養別除)済みのため 2 日本国内に住民票がないため 3 その他()
6													1 資格喪失(扶養別除)済みのため 2 日本国内に住民票がないため 3 その他()
7													1 資格喪失(扶養別除)済みのため 2 日本国内に住民票がないため 3 その他()
8													1 資格喪失(扶養別除)済みのため 2 日本国内に住民票がないため 3 その他()
9													1 資格喪失(扶養別除)済みのため 2 日本国内に住民票がないため 3 その他()

《ご確認いただいた件数の記入をお願いします》

確認対象者 9999名

確認(記入)済み 名

確認(記入)不可 名

記入した個人番号に誤りがないことを確認しましたので、上記のとおり提出します。

事業所所在地

事業主氏名

電話番号

ご協力ありがとうございました。

3 証明書類

事業主より提出があったのち、リストに記載された個人番号を基に住民基本台帳ネットワークシステムにて正誤確認を実施するため、証明書類の添付は不要です。

4 実施期間

(1) 個人番号リスト等の送付期間

令和3年8月31日～令和3年9月3日（予定）

(2) 被扶養者状況リスト等の提出期限

令和3年9月30日（木）

5 対象者

データ抽出日（令和3年7月20日）時点で現存しており、協会けんぽにて個人番号を保有していない加入者。ただし、次に掲げる方は除きます。

- ・70歳未満の被保険者
- ・任継続健康保険加入の被保険者・被扶養者
- ・日雇特例健康保険加入の被保険者・被扶養者

6 確認対象事業所数及び対象被扶養者数（想定）

(1) 対象事業所数：約30万事業所

(2) 対象者数：約90万人

7 送付物

- ・個人番号確認リスト
- ・送付書兼説明文書
- ・返信用封筒（協会私書箱設置）

8 発送及び返信方法

発送…普通郵便（信書便）

返信…特定記録郵便（返信用封筒）

※ 対象者の個人番号を提出いただくことになるため、情報セキュリティの観点から返信用封筒を特定記録郵便（追跡可能な送付手段）としております。

9 再確認の流れ

(1) 発送（協会本部（以下、「本部」という。）

本部が契約する委託業者より、上記「7 送付物」を事業主へ送付します。

(2) 個人番号確認（事業主）

- ① 対象者の個人番号を確認し、リストに必要事項を記入します。
- ② 令和3年9月30日までに、同封の返信用封筒にて提出します。

(3) 回収（本部）

協会が設置する私書箱から、本部が契約する委託業者がリストを回収します。

また、返信用封筒を開封し、受付、書類の仕分けを行い、記載のあった個人番号のデータ化を行います。

(4) 登録（本部）

データ化された個人番号を基に住民基本台帳ネットワークシステムにて正誤確認を実施し、正しい個人番号と確認されたものに限り協会けんぽのシステムへ登録を実施します。

以上